

芦屋市指定給水装置工事事業者 様

芦屋市上下水道部水道業務課

給水装置工事申請書等の様式変更および廃止について（通知）

平素は、芦屋市水道事業にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、給水装置工事申請書等の様式変更・廃止をします。内容については以下の通りです。

○様式変更

「給水装置工事申請書」、「申請図」、「給水装置工事検査確認書兼竣工検査願」について、様式を変更します。（新様式はホームページからダウンロードできます。）

変更内容としては市側記入欄の追加等で、指定工事事業者様の記入項目に変更はありません。

新様式の運用開始は令和4年1月4日受付分の申請からとします。

ただし、令和4年3月31日までは移行期間とし、令和4年4月1日より完全移行とします。

○様式廃止

「水道メーター設置確認書」、「受水槽以下装置施行基準に関する承諾書」について、令和4年1月4日受付分の申請より廃止します。（ただし、旧様式を使用した申請の場合は必要です。）

○事務処理変更

検査の申込みについて、「事前に検査願と竣工図面を提出すること」に変更します。

検査日が令和4年1月5日以降のものから開始します。ただし、検査日が令和4年3月31日までは移行期間とし、従前の方法でも可とします。令和4年4月1日検査分からは新しい方法に完全移行します。

新様式や変更点等、ホームページに情報を載せていますので、ご確認ください。

何かありましたら、水道業務課までご連絡ください。

	2021	2022			
	12月	1月	2月	3月	4月～
・様式変更 「給水装置工事申請書」 「申請図」 「給水装置工事検査確認書兼竣工検査願」	変更点について、 ホームページ記載・ 窓口掲示 【新様式はホームページからダウンロード可】	新様式の受付開始 (R3年度は移行期間)	→		完全移行 →
・様式廃止 「水道メーター設置確認書」 「受水槽以下装置施行基準に関する承諾書」		様式廃止 (※旧様式の場合は必要)	→		
・事務処理変更 検査申込み	変更点について、 ホームページ記載・ 窓口掲示	申込方法の変更 (R3年度は移行期間)	→		完全移行 →
給水装置工事施行基準の 部分改正	ホームページに 改正概要を記載	改正部分の 運用開始	→		